# 電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

平成 27 年 6 月 24 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

#### はじめに

平成26年4月に政府決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づいて平成26年9月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」が決定された。同計画は、申請・届出等の行政手続についてオンライン利用の利便性向上に向けて各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としたものである。

一方、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示すると同時に、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、第三世代の日税連電子証明書においては、税理士会員の利便性向上のために IC カードの複数枚発行を実現し、IC カードの毀損による業務の停滞リスクを解消することに努め、現在も全ての会員が電子証明書を取得するという目標を達成するために日々取り組んでいる。

国税庁においても、ここ数年の間に、①第三者作成添付書類の省略、②税理士のみの電子署名による申告書類の送信、③e-Taxによる還付申告の処理期間短縮、④所得税確定申告期間のe-Taxの24時間受付、⑤e-Taxの利用時間の拡大、⑥ヘルプデスクの対応強化、⑦確定申告書等作成コーナーからe-Taxへの直接送信、⑧e-Taxソフト(WEB版)の利用開始、⑨メッセージボックスの記載内容の拡充、⑩パスワードリマインダー機能の搭載、⑪e-Taxに登録できるメールアドレス数の増加、⑫タブレット端末等のスマートデバイスからe-Tax受付システムへの利用機能を追加、⑬スマートデバイスから納税手続きが行える機能を追加等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善が多く実施されている。

これらの改善により、平成 26 年度の財務省改善取組計画の改善促進手続におけるオンライン利用件数は 1,809 万件に達し、前年の業務プロセス改革計画の重点手続に対し、対前年比約 102.2%という結果を残した。

しかし、今後更に利用件数を伸ばすためには、単なるシステム面の改善のみならず、番号制度による納税者の利便性の向上、税務行政の一層の効率化などを見据えて、将来的に電子申告制度及び税制そのものを抜本的に改正していく時期に差し掛かっていると考えられる。

例えば、①紙媒体から電子申告を原則とする新たな制度設計への取り組み、②e-Tax と eLTAX のシステムの統合、③電子申告システム自体に納税者の入力ミスなどを自動検証できる機能の付与等の実施が挙げられ、いずれも今後の利便性の向上、利用件数増加のため重要な課題であると思われる。

また、番号制度の導入等と併せて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報を e-Tax システムで得られるようにしていくことも必要ではないかと考える。

現状では、すでに関与先の全てについて電子申告を実施している税理士において、これ以上の利用率の向上を期待することはできない。今後税理士関与の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を利用していない税理士をどのようにして利用に向かわせるか、また、関与先の電子申告の利用割合が少ない税理士に対して、全ての関与先について電子申告を利用するよう促していくことなどが重要になってくるものと思われる。さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に利用できる環境を整備することも重要である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限られていることから、 税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先し て電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステム に改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での「利便性」を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax に反映されることを強く望むものである。

なお、今年度から要望事項のうちシステム改善に係るものについて別表「システム改善に関する要望」に取り纏めている。当要望書に記載されている事項と併せて別表「システム改善に関する要望」に記載しているシステム改善が実現されることを望む。

# 【特に実現を求めるもの】

# (電子証明書関係)

1. 税理士が電子申告の代理送信をする際に使用する電子証明書は、日税連が 交付する電子証明書に限定することについて制度化すること。(新規)

電子申告の代理送信をした者が税理士であるという証明がなされ、また、 税理士法及び「電子署名及び認証業務に関する法律」の主旨が活かされるために、税理士が作成した電磁的記録に電子署名をする場合の電子証明書は、 日税連が税理士のみに交付している電子証明書に限る旨の制度化を要望する。

# (e-Tax の利便性向上策関係)

2. 新たな認証方式の導入において、納税者に不測の事態、不利益が及ばないよう配慮すること。(新規)

新たな認証方式の導入により、納税者の利便性が向上することは望ましいことであるが、その反面、電子証明書が不要になることで、他者のなりすましによる電子申告が容易になり、納税者に不測の事態、不利益が及ぶ虞がある。

# (受付可能データ形式)

3. 受付可能データ形式への変換機能の追加。(新規)

勘定科目内訳明細書の XML 形式への変換による受付については、会社控の 印刷を可能にすること。

また、既に完成している勘定科目内訳明細書を送信のために CSV 形式で入力するといった方法では、利用が進まないと思われるため、あらかじめ CSV 形式で入力して勘定科目内訳明細書が作成されるシステムの構築を要望する。

# (添付書類関係)

4. 添付書類等のイメージデータによる送信に係る要望。

平成28年4月から一部手続きについて添付書類等のPDFでの送信が開始される予定となり、要望に対応いただけたことについて深く感謝するところである。しかし、当該制度がより良いものとなるよう以下の点についても実現していただくよう要望する。

(1) イメージデータ送信のファイル形式の追加

イメージデータ送信のファイル形式は、PDFを予定しているとのことであるが、他のファイル形式(JPEG、ワード、エクセル、ドキュワークス、一太郎等)の追加を検討すること。特にドキュワークスについては、地図データの該当区面に着色するといった説明表現に優れており、受信側のメリットも大

きいと思われる。

(2) 取下書についても電子データで送信可能にすること。

電子申告したデータの取下書については、納税者に捺印を貰わなければならず、電子申告の利便性を阻害するものである。取下書は非定型の文書であることから、PDF等の電子データで送信できるなどの方法を講じること。

- (3) 協同組合、公益法人などが専用の会計ソフトを使わずに、エクセル等で 決算書を作成した場合、電子的に提出できないため、これらの特殊な決算書 についても電子データで送信可能にすること。
- (4) 申告書に添付したファイルを送信前・後に確認できるようにすること。

# (利用者識別番号)

# 5. 利用者識別番号について改善を図ること。

近年、利用者識別番号等の誤入力により、結果として無申告、あるいは期限 後申告となってしまった事例が報告されている。このような事態になれば、納 税者が大きな不利益を被ることになり、また、納税者と税理士の信頼関係を壊 すことになるため、以下のような防止策を講じること。

- ① 提出先税務署の選択の誤り、利用者識別番号と申告データの不一致等の明らかに誤りとみられる送信については、送信段階でエラーメッセージを表示させること。
- ② 上記①が実現するまでは、利用者識別番号等が異なっていたとしても個人が特定できる申告については、確認の上、申告されたものとして取り扱うこと。
- ③ 利用者識別番号の入力画面等での呼称を「納税者利用識別番号」と「代理送信税理士識別番号」にし、明確に区別した項目名称にすること。
- ④ e-Tax で代理送信を行う際には、提出先税務署を指定することなく全国 一括で受け付けること。

# (暗証番号)

#### 6. 暗証番号について改善を図ること。

暗証番号の再発行を行う際の通知の方法を、eLTAX と同様に登録したメールアドレス宛でに即日通知をすること。

#### (納税者に対する案内)

# 7. 納税者に対する案内等の方法を改善すること。

電子申告を行った者に対して、翌年度紙ベースの案内は行われていない。電子的処理を行ったものについて、案内も電子的に行われるというのが本来の姿

であることは否定しないが、紙で申告を行った者の方が、視覚的に分かりやすい方法をとられていること、税理士が代理送信している納税者自身がメッセージボックスの閲覧の仕方について理解してないケースがあること等を考慮すれば、多くの納税者が電子申告から脱落してしまうことになるため、当面の間、紙ベースでも案内が行われるようにすること。

# (受付時間)

#### 8. 受付時間を拡大すること。

受付時間において、確定申告期は24時間、また平成25年8月1日以降は、 平日24時まで延長されたことにより、納税者の利便性は大きく向上してきた。 電子申告による優位性・利便性の更なる向上を図るため、本来であれば24時間365日の利用が可能になるべきものと考えるが、費用対効果の側面を考えれば段階的に利用時間を拡大していくことも理解するところである。そこで、まずは通年で土曜日、日曜日の利用が可能になることを望む。

また、e-Tax、eLTAXのそれぞれの繁忙期で個々の対応を取っているが、納税者の利便性を考慮し、互いの運用時間に相違が生じないような対応を望む。

# (その他)

## 9. システム変更を早急に行うこと。

- (1) 税法改正等の関係で申告に係る別表・付表等の様式改訂について e-Tax への適用時期を早めること。
- (2) Microsoft 社の新 OS である Windows 10 及び Edge への対応を速やかに行うこと。

# 【早期に実現を求めるもの】

# (利用率を向上させるインセンティブ)

# 1. 電子申告利用者に対して、効果的なインセンティブを実施すること。

平成26年度の財務省改善取組計画の改善促進手続の利用件数は1,809万件 (前年の業務プロセス改革計画の重点手続に対し、対前年比102.2%)であり、 堅調に利用件数は伸びているが、ここ数年のオンライン利用割合の伸び率を 考えると、普及促進が頭打ちになっているものと推察される。

今後、更に電子申告の利用率を向上させるためには、電子申告の利用者に対する継続的かつ効果的なインセンティブを組み合わせて実施していくことが必要と考える。

## (1) 恒久的な税額控除

平成 24 年度で終了した「電子証明書等特別控除」は、認証基盤普及のためのインセンティブとして非常に大きな反響があった。

普及促進の頭打ちが懸念されている現況下で、今後も電子申告の利用率を伸ばしていくためには、利用者にとって動機付けとなる施策が必要であり、最も有効な施策は、電子申告を利用した納税者に対して「電子申告控除」(全ての税目において税額控除)等の金銭的なインセンティブを付与することである。これにより、特に個人の納税者が電子申告を始めるきっかけとなり、今後更なる利用拡大が見込まれる。

#### (2) 電子申告利用者に対する申告・納税期限の延長等の実施

上記(1)の金銭的なインセンティブのほかに、電子申告を利用した場合の申告・納税期限の延長等も効果的なインセンティブと考えられる。例えば、電子申告を利用した場合、①1カ月の申告・納税期限延長を認める、②1カ月以内の期限後申告に係る加算税を免除する、③ダイレクト納付利用者の納付遅延に係る延滞税を免除する、④機器の故障は電子申告を行う者にとって脅威となり得ることから、一定の要件(納税者の期限内納付、過去1年間に遅延がないこと等)のもと期限後申告としないといった施策は、納税者にとって電子申告を開始(継続)する大きなインセンティブとなる。

#### (e-Tax システム)

## 2. e-Tax のシステムについて改善を図ること。

住所地変更による税務署の異動について、異動届の提出ではなく、簡易的な電子手続きで済むようにすること。

### (e-Tax ソフト)

3. e-Tax ソフト(WEB 版を含む。)見直しの方向性についての要望。

電子申告制度導入から11年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。これは「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax ソフト (WEB 版)」が利用者視点で整備されており飛躍的に使い勝手が向上していることや会計ソフトの改善により利便性が高まっていることが挙げられる。一方、国税庁が提供する e-Tax ソフトそのものを利用して申告する者は、ごく少数になっているものと思われる。

しかしながら、e-Tax ソフトは、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていること、税務支援事業で使用する機会が増えていることなどの理由から、利用者の利便性に重点を置いた改善を望む。

また、e-Tax(WEB版)についても以下の改善を検討していただきたい。

- (1) e-Tax(WEB版)の電子納税にペイジーを追加すること。
- (2) e-Tax(WEB 版)で納税証明を申請する際に、納税者の情報の再登録を必須としないこと。

# (利用者識別番号)

4. 利用者識別番号について改善を図ること。

個人の利用者識別番号の他に税理士については、代理送信用の利用者識別番号を設けること。

# (メッセージボックス)

- 5. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。
- (1)システム面の改善
  - ① 関与税理士が納税者のメッセージボックスの内容を閲覧できる仕組み を構築すること。
  - ② メッセージボックスだけでも 365 日 24 時間閲覧可能にすること。
- (2) 受信通知の表記の改善

現在、受信通知のフォーマットは単なるメール受信の表記でしかないが、 従来の税務署の収受印の代替機能を求めている金融機関があることから、「申 告書受信通知」といった証明書のようなフォーマットにすること。

#### (電子納税・ダイレクト納付)

6. ダイレクト納付について複数の金融機関を登録し、納税の都度金融機関を 選択できるようにすること。

ダイレクト納付の届出金融機関は1カ所のみであるが、複数の届出先を登

録できるようにすること。これにより資金移動せずに他の届出金融機関から 納付が可能になり、滞納防止を含め利便性が向上する。

# (その他)

# 7. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。

電子申告制度導入から11年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。 しかしながら、電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入され ているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべ きである。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るもの と考える。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的で あって、継続して申告書の提出が必要でないもの(相続税、所得税の準確定 申告等)であったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築す ること。

# 8. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

ダイレクト納付やペイジーを利用していない場合の納税については、納付書が必要となるが、予め最寄りの税務署でコード等が印字された納付書を取得しなければならない。また、毎年所得税の確定申告の際にも還付申告を提出した年の翌年は、納付書の送付がされないこと等もあるため、電子申告の一連の手続きに納付書の印刷もしくはコンビニ等で支払い可能なバーコード等の印刷をすることで納付書を発行(印刷)できるようにすること。また、金融機関で納付可能な納付書をウェブサイト等からダウンロード等の方法によって入手することを可能にすること。

#### 9. 番号制度導入後は柔軟な対応をとること。(新規)

- (1)番号制度導入後しばらくの間は、納税者の利便性を考慮し、番号の記載 がない申告書が送信された場合でも、これを無効とせずに受け付けるよう にすること。
- (2) 利用者識別番号と個人番号との間に整合性のない申告書について、送信 時にエラーを表示するシステムに改修すること。
- (3)全ての調書について、個人番号・法人番号の記載を猶予する規定を設けること。

# 10. ホームページを改善すること。

(1) 国税庁ホームページでダイレクト納付利用届出書、預貯金口座振替依頼 書の口座名義欄を入力可能にすること。 (2) 国税庁ホームページの税務署案内に税務署番号を掲載すること。

# 【中長期的に実現を求めるもの】

# (e-Tax 全般)

# 1. e-Tax 見直しの方向性についての要望。

利用層の拡大を図るため、Windows 以外の OS にも対応すること。また、ブラウザの対応を IE 以外にも増やすこと。

# (メッセージボックス)

# 2. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

所得税の申告・届出状況、消費税の届出書の提出状況、基準期間の課税売 上高などの将来の番号制度におけるマイナポータルの機能を持たせ、納税者 の情報を閲覧できるようにすること。

# (国税・地方税の受信窓口の一本化)

# 3. 国税と地方税の受信窓口を一本化すること。

電子申告の利用率を向上させるためには、利用者に最小限の手続きで完了するようなインターフェイスを用意する必要がある。現在、源泉徴収票と給与支払報告書等のように記載事項が重なるものがあり、利用者が同じ入力をしなければならず、面倒に感じている者が少なくない。利用者が e-Tax システムと eLTAX システムで重複して操作することがないよう可能な限り統一すること。

また、将来的には必要な法整備を行い、法人税の申告と地方税の申告をま とめて送信できるようになれば更なる利便性が期待できる。

#### (番号制度導入後の利便性)

# 4. 番号制度導入後は利便性を考慮し運用すること。

番号制度は、平成 27 年 10 月に個人に対して個人番号の通知の開始、同 28 年 1 月から個人番号の利用の開始、同 29 年 1 月からは「マイナポータル」の運用の開始が予定されている。これに関し、e-Tax と個人番号及び「マイナポータル」が納税者にとって利便性の高い連携となるよう以下のことを要望する。

- (1) 現在、e-Tax 又は eLTAX を利用するに当たって、整理番号、利用者識別番号、利用者 ID 等があり、個人に対して多くの番号が振られている。これに関し、個人番号導入後は同一の納税者に対して複数の番号で管理している状況を整理して簡素化すること。
- (2) 番号制度における「マイナポータル」は、行政機関が持っている特定個

人情報について確認する機能が設けられる予定となっている。「マイナポータル」導入後は、e-Tax のメッセージボックスと情報の統合を図り、税に関する情報は一元的に閲覧できるようにすること。

(3) 番号制度の導入により、各種控除証明が「マイナポータル」上で確認できるようになった場合、国税庁が個人の「マイナポータル」で確認できるものについては、紙媒体による証明書の提出または、e-Tax の「第三者作成書類」欄の入力及び原本の保存を省略できるようにすること。

以上